平成２６年（フ）第２１０４号
神奈川県鎌倉市浄明寺６丁目４番29号
破産者　株式会社横浜岡野
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１７号
福井県鯖江市三六町１丁目５番３号
破産者　株式会社稲田プロジェクト
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
福井県鯖江市神中町２丁目604番14
破産者　有限会社信眼
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
福井県小浜市遠敷９丁目302番地
破産者　株式会社フレンド
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
岐阜県恵那市三郷町野井1779番地15
破産者　井口　英陶
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１３号
岐阜県美濃加茂市山之上町5221番地
破産者　美濃加茂運送有限会社
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３６１号
静岡市葵区幸町２番地の21
破産者　株式会社インディヴィデュアル
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３号
高知県高知市みづき２丁目1806番地
破産者　株式会社パシフィックオーシャン
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０８号
青森県弘前市大字和泉１丁目１番地５　工藤住宅01号、開始決定時の住所青森県弘前市大字城東中央２丁目４番地26
破産者　安　　恵淑
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６７０号
宮城県塩竈市松陽台２丁目６番５号
破産者　小野　勝男
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６８７号
仙台市青葉区国見３丁目２番12―405号
破産者　大友　文男
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
秋田市八橋本町５丁目６番６号
破産者　伊藤　義見
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
埼玉県蓮田市関山１丁目８番34号、従前の住所福島県伊達市保原町字西町６番地４
破産者　髙原　哲朗
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７８号
福島市御山字中屋敷97―１　おやまワタナベハイツ201号室、住民票上の住所福島市上鳥渡字しのぶ台15番地の５
破産者　佐藤　義弘
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
群馬県前橋市上増田町563番地
破産者　田尾　嘉正
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６６号
群馬県前橋市天川原町１丁目44番地11　パークヒルズ201号
破産者　奥山　　功
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６２号
埼玉県川口市元郷４丁目８番15号　メゾンフローラ101号、開始決定上の住所神奈川県藤沢市藤が岡２丁目17番５号
破産者　安平　高明
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６８号
名古屋市中区栄１丁目24番40号　サン・サカエビル901号、従前の住所名古屋市中区大須２丁目３番43号　メゾンアンブリック403号
破産者　鈴木　義男
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５０号
大阪府箕面市粟生間谷西７―９―２　サニーハウス101　永田智弘方、住民票上の住所大阪府吹田市佐井寺３丁目24番20号
破産者　遠山　法幸
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部